

指名競争入札における指名基準

指名基準項目	指 名 基 準
法務省所管契約事務取扱規程第 3 2 条第 1 号関係	
不誠実な行為の有無	次の一に該当する場合は、指名しない。 1 指名停止期間中であるとき。 2 法務省所管において発注する工事（以下「法務省発注工事」という。）に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状況が継続していることにより請負者として不適当であると認められるとき。 (1) 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に請負者が従わない等、請負契約の履行が不誠実であって、改善が認められないとき。 (2) 一括下請、下請代金支払い遅延及び特定資材等の購入の強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切と認められるとき。 (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、明らかに請負者として不適当と認められるとき。
	次の一に該当する場合は、指名しない。 1 手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止を受ける等、経営状態が極めて不安定であるとき。

審査基準日以降における経営状況	2 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた場合（手続開始の決定後、指名競争参加資格の再認定を受けている場合を除く。）。 3 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた場合（手続開始の決定後、指名競争参加資格の再認定を受けている場合を除く。）。
審査基準日以降における安全管理状況	法務省発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署から指導を受け、その指導に従わない等、請負者として不適当であるときは指名しない。
審査基準日以降における労働福祉の状況	労働者に対する賃金不払いの事実がある等、請負者として不適当であるときは指名しない。
第2号関係	
地理的条件	建設業法に基づく営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるもの）の所在地及び当該地域での工事実績等から見て、当該地域における工事の施工特性に精通し、工事の種類及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制の確保ができないと思料されるときは指名しない。
法務省における手持ち工事の状況	工事の手持ち状況からみて、当該工事を施工する能力がないと認められるときは指名しない。
第3号関係	
	次の一に該当する場合は、指名しない。

当該工事における 技術的適性	ただし、標準指名競争入札の場合は、この限りではない。 1 当該工事と同種又は類似工事の施工実績がないとき。 2 当該工事の特性（寒冷地施工，地盤改良等）と同種の地理又は自然条件での施工実績がないとき。 3 当該工事を施工するに必要と認められる有資格者を確保できる見込みがないとき。
備 考 1 本基準の審査基準日とは、法務省所管契約事務取扱規程第7条第1項に規定する定期審査の申請をした日の直前の営業年度の終了日をいう。 2 審査基準日以降における状況等に係る事項について、必要があると認めるときは、審査基準日以前の状況等も勘案し、当該状況等を判断することができるものとする。	

技術資料等審査基準

1 競争参加資格に関する事項

次の指名競争入札における指名基準（別紙 5）に定める指名基準事項の第 1 号関係に該当する場合は指名しない。

指名基準項目	指名基準
不誠実な行為の有無	次の一に該当する場合は、指名しない。 1 指名停止期間中であるとき。 2 法務省所管において発注する工事（以下「法務省発注工事」という。）に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状況が継続していることにより請負者として不適当であると認められるとき。 (1) 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に請負者が従わない等、請負契約の履行が不誠実であって、改善が認められないとき。 (2) 一括下請、下請代金支払い遅延及び特定資材等の購入の強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切と認められるとき。 (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、明らかに請負者として不適当と認められるとき。
審査基準日以降における経営状況	次の一に該当する場合は、指名しない。 1 手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止を受ける等、経営状態が極めて不安定であるとき。 2 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた場合（手続開始の決定後、指名競争参加資格の再認定を受けている場合を除く。）。 3 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた場合（手続開始の決定後、指名競争参加資格の再認定を受けている場合を除く。）。
審査基準日以降における安全管理状況	法務省発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署から指導を受け、その指導に従わない等、請負者として不適当であるときは指名しない。
審査基準日以降における労働福祉の状況	労働者に対する賃金不払いの事実がある等、請負者として不適当であるときは指名しない。

（注）指名基準項目の審査基準日とは、契約規程第 7 条第 1 項に規定する定期審査の申請をした日の直前の営業年度の終了日をいう。

2 技術資料等の審査に関する事項

1 技術資料の評価項目			評 価			
評価項目	選 定 の 着 目 点		A		B	C
①同種又は類似工事の施工実績	過去15年間の同種又は類似工事の施工実績及びその工事成績（注1～3，14～16）	同種工事	2 A	法務省収容施設の実績あり （法務省収容施設の発注時のみ）		実績なし
			1.5A	国（法務省収容施設を除く）での実績あり		
			A	都道府県，政令指定都市又は特殊法人等での実績あり		
			0.5A	市区町村又は民間での実績あり		
		類似工事	A	国（法務省収容施設を除く）での実績あり	市区町村又は民間での実績あり	
			0.5A	都道府県，政令指定都市又は特殊法人等での実績あり		
②配置予定技術者の工事経験及び資格（注4～8）	過去15年間の同種又は類似工事の経験及びその工事成績（注14～16）		2 A	法務省収容施設の工事での主任技術者，監理技術者又は現場代理人として経験あり（法務省収容施設の発注時のみ）	主任技術者，監理技術者又は現場代理人以外での経験あり	経験なし
			1.5A	国（法務省収容施設を除く），特殊法人等又は地方公共団体の発注工事での主任技術者，監理技術者又は現場代理人として経験あり		
			A	上記の発注者以外（民間）の発注工事での主任技術者，監理技術者又は現場代理人として経験あり		
	資格取得後の経験年数（注9）		A	一級建築士，一級施工管理技士又は技術士の資格を有する者で，資格取得後5年以上の経験があり，かつ，監理技術者にあつては，指定建設業監理技術者資格者証を有する者	一級建築士，一級施工管理技士又は技術士の資格を有する者で，資格取得後5年未満の経験があり，かつ，監理技術者にあつては，指定建設業監理技術者資格者証を有する者	資格なし
	③VE提案	提案の有無及び内容		2 A	当該提案の採用	提案が対象外である又は提案がない
		A	当該提案の不採用			

2 技術資料以外の評価項目		評価			
評価項目	選定の着目点	A		B	C
④工事成績	法務省発注工事における過去5年間の工事成績（注10）	2 A	平均点が80点以上	平均点が65点未満又は実績がないとき	60点未満（ただし、平成19年4月1日以降に通知のあったものに限る。）
		1.5 A	平均点が75点～80点未満		
		A	平均点が70点～75点未満		
		0.5 A	平均点が65点～70点未満		
		△A	60点未満の回数×△A（連続は除く。）		
⑤手持ち工事の状況	当該年度における法務省発注工事（注11）の受注総額（注12）と業種区分別の最小工事額との比較（当該年度受注総額÷当該等級の下限額）	A	1未満	1以上2未満	
		△2A	2以上		
⑥指名回数	当該年度における法務省発注工事（注11）の指名回数（注13）	A	2回以内	5回以上の場合	
		0.5 A	3，4回		
⑦地理的条件	工事場所と建設業法に基づく営業所の所在地の関係	2 A	工事場所が位置する都道府県に本店（本社）あり 【離島の場合】 工事場所が位置する離島に本店（本社）あり 【北海道の場合】 工事場所が位置する地方検察庁の管轄内（以下「地検ブロック」という。）に本店（本社）あり	工事場所が位置する都道府県に営業所はないが、その隣接県に営業所あり 【離島の場合】 工事場所が位置する都道府県に営業所あり 【北海道の場合】 工事場所が位置する地検ブロック以外の地検ブロックに営業所あり	A，B評価以外
		A	工事場所が位置する都道府県に支店（支社）等あり 【離島の場合】 工事場所が位置する離島に支店（支社）等あり 【北海道の場合】 工事場所が位置する地検ブロックに支店（支社）等あり		

3 総合評価

技術資料等の審査においては、上記評価項目での「A」の総数により順位付けを行い、C評価のある者是不指名とする。Aの数が同数の場合は、上記評価項目の順により、各評価項目の優劣（工事成績においては点数の高い者を上位とする）で順位付けする。なお、これによっても優劣がつかない場合は、総合数値の高い者を上位とする。

- (注1) 施工実績は、建物1棟で判断する。ただし、増築の施工実績を提出した場合又は建物1棟を複数工区に分割して発注されている場合においてこのうち1工区以上の新築の施工実績を提出した場合には、建築一式工事の場合は地業工事から完成まで、設備工事の場合は基礎工事から完成までの施工実績を有する場合に限り、当該部分を建物1棟とみなす。
- (注2) SRC造及びRC造には、PC造及びPCa造を含む。
- (注3) 当該年度完成（技術資料提出時点で完成）のものについては、施工実績として認める。
- (注4) 配置予定技術者につき、一人の候補者で複数の工事を提出した場合は、うち1件が条件を満たせば足りる。
- (注5) 配置予定技術者につき、複数の候補者を提出した場合は、資格及び工事経験（従事役職を含む。）が低い者を評価の対象とする。この場合、うち一人でも「C」評価とされたときは、配置予定技術者の要件を満たしていないものとする。
- (注6) 配置予定技術者の他工事との重複に関する審査の基準日は、入札日の翌日から起算して14日目の日とする。
- (注7) 親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の雇用関係については、国土交通省総合政策局建設業課長による企業集団確認を受けているか否かにより判断するものとする。
- (注8) 配置予定技術者の「同種又は類似工事の経験」と「資格」の評価は、同種又は類似工事の経験の評価を優先させ、同種又は類似工事の経験で同評価の場合は、資格の評価で優劣を決定する。
- (注9) 配置予定技術者の資格に関する審査の基準日は、入札日（電子入札の場合は、開札日とする。）の翌日とする。
- (注10) 工事成績の審査は、前年度までに完成したものを対象とする。
- (注11) 「当該年度における法務省発注工事」とは、工事規程第4条第1項に規定するいわゆる「訓令工事」をいい、工事規程第4条第3項及び第4項に規定するいわゆる「上申工事」は除く。
- (注12) 「受注総額」は、当初の競争入札方式が一般競争入札、公募型指名競争入札又は工事希望型指名競争入札に係るもので（その後の関連随契分を含む。）、落札業者ごとの合算金額とする。
- (注13) 「指名回数」は、競争入札方式が公募型指名競争、工事希望型指名競争に係るものを対象とする。
- (注14) 建築基準法第85条に規定する仮設建築物については、施工実績として認めない。
- (注15) 平成19年度以降に法務省が発注し、工事成績評定通知がされた工事について、当該工事成績評定点が6.5点未満の工事は、原則として、施工実績及び工事経験として認めない。
- (注16) 複合的な用途を持つ建物については、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積がその過半を占めている場合には建物全体を施工実績として認める。

他方、その延べ面積が過半を占めていない場合には、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積のみ施工実績として認める（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用に付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

別紙 4 (指名基準)

指名基準

指名基準項目	指 名 基 準
1 不誠実な行為の有無	以下の一に該当する場合は、指名しない。 (1) 測量、建築関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務（以下「建築関係建設コンサルタント等」という。）に関し指名停止期間中であるとき。 (2) 法務省発注の建築関係建設コンサルタント業務に係る契約に関し、当該業務に係る秘密保持を怠る等契約の履行が不誠実であって改善が認められず、契約の相手方として不適当であるとき。 (3) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者として、建築関係建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、契約の相手方として不適当であると認められるとき。
2 審査基準日以降における経営状況	以下の一に該当する場合は、指名しない。 (1) 手形交換所による取引停止処分又は主要取引先から取引停止を受ける等、経営状態が極めて不安定であるとき。 (2) 商法（明治32年法律第48号）附則第8条の経過措置が適用され、改正前の商法第381条の規定に基づく整理開始の申立てがなされたとき。 (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされたとき。 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされたとき（手続開始の決定後、一般競争参加資格の再認定を受けたときを除く。）。) (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされたとき（手続開始の決定後、一般競争参加資格の再認定を受けたときを除く。）。)
3 手持業務の状況	業務の手持ち状況に鑑みて、当該業務を実施する能力がない場合は、指名しない。
4 当該業務における技術的適性	配置予定技術者が適性でない場合は指名しない。
5 審査基準日以降における安全管理状況	法務省が発注した業務について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等から指導を受け、その指導に従わない等、受託者として不適当であるときは指名しない。
6 審査基準日以降における労働福祉の状況	労働者に対する賃金不払いの事実がある等、契約の相手方として不適当であるときは指名しない。
備考	
1 審査基準日とは、法務省における当該業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請をした日の直前の営業年度の終了日をいう。	
2 審査基準日以降における状況等に係る事項について、必要があると認めるときは、審査基準日以前の状況等も勘案し、当該状況等を判断することができるものとする。	

別紙 5（配置予定技術者の評価基準）

公募型・簡易公募型プロポーザル方式における技術提案書提出者の選定及び公募型・簡易公募型競争入札方式における入札参加者の指名に際しての配置予定技術者の評価は、下記の基準によるものとする。

記

1 専門分野の技術者資格

(1) 評価点は、「入札説明書に示す配点」に「評価係数」を乗じたものとする。

なお、資格の記載がない場合又は当該業務に関連しない資格については評価点を 0 点とする。

(2) 評価係数は下表のとおりとする。

業務分野	評価する技術者資格	評価係数
建築	一級建築士	1.0
	二級建築士	0.4
	その他（※1）	0.2
構造	構造設計一級建築士	1.0
	一級建築士	0.8
	二級建築士	0.4
	その他（※1）	0.2
電気設備	設備設計一級建築士	1.0
	建築設備士，技術士（※2），一級建築士	0.8
	一級電気工事施工管理技士	0.4
	二級電気工事施工管理技士，その他（※1）	0.2
機械設備	設備設計一級建築士	1.0
	建築設備士，技術士（※2），一級建築士	0.8
	一級管工事施工管理技士	0.4
	二級管工事施工管理技士，その他（※1）	0.2

※1 「その他」とは、当該分野における技術者資格とする。

※2 「技術士」は、当該分野における技術士とする。

(3) 海外における資格については、上記各技術者資格と同等であることを証明す

る提出資料に基づき、上記の各技術者資格と同等の評価点を付す。

2 △△○年度以降の同種又は類似業務の経験

(1) 評価点は、「入札説明書に示す配点」に「評価係数」を乗じたものとする。

(2) 評価係数は次のアにイを乗じた数値とする。

ア 同種業務を1.0、類似業務を0.5とする。

イ 携わった地位の区分により下表に従い評価する。

業務経験における業務上の地位	管理技術者の 評価の場合	主任担当技術者の 評価の場合
管理技術者又はこれと同等の地位	1.0	1.0
主任担当技術者又はこれと同等の地位	0.5 (※1)	1.0 (※2)
担当技術者	0.25 (※1)	0.5 (※2)

※1 業務の主たる業務分野での経験を評価する。

※2 業務において担当する業務分野での経験を評価する。

3 △△○年度以降に担当した法務省発注業務の評価

(1) 法務省発注業務の経験を下表に従い評価する。評価対象は、当該技術者が管理技術者又は担当する業務分野の主任担当技術者として携わった法務省発注の業務とする。

(2) 複数の業務成績がある場合は、その成績の平均値をもって評価する。

(3) 管理技術者として携わった業務は管理技術者評価点を、主任担当技術者として携わった業務は業務評定点（総合点）を用いて評価を行う。

業務経験	評価点
75点以上の業務経験がある	1.0
75点未満70点以上の業務経験がある	0.5
70点未満65点以上の業務経験がある又は法務省発注の業務経験がない	0
65点未満60点以上の業務経験がある	-0.5
60点未満の業務経験がある	-1.0

4 その他

管理技術者が他の業務分野を兼任する場合は、兼任する業務分野の主任担当技術者の評価は行わない（兼任する業務分野の主任担当技術者の評価点全てを「0点」とする。）。また、主任担当技術者が他の業務分野を兼任する場合はそれぞれ評価が高い分野のみ評価する。

別紙6（標準プロポーザル方式における技術提案書提出者選定基準）

標準プロポーザル方式により発注する業務における技術提案書の提出を要請する者の選定は、下記の基準によるものとする。

記

1 選定者名簿の作成

- (1) 法務省における一般競争（指名競争）参加資格（業種区分が建築関係建設コンサルタント業務であるもの）の認定を受けている者のうち、当該業務に係る工事を実施する都道府県（当該都道府県が複数にわたる場合は、その全ての都道府県）又は発注機関が所在する都道府県若しくはその隣接県の業務を希望する者を抽出し、一級建築士数の多い順（一級建築士数が同数の場合は、総合数値の高い順）に並び替える。
- (2) (1)の名簿について、下表に基づき、一級建築士の数に応じてランク別に区分する。

ランク	一級建築士数	工事概算額（消費税含む）
A	40人以上	15億円以上
B	15人以上39人以下	5億円以上15億円未満
C	3人以上14人以下	2億円以上5億円未満
D	2人以下	2億円未満

- (3) (2)の表に基づき、当該設計業務に係る工事概算額に応じたランクに該当する者について、業務区分（意匠・構造・設備）の設計業務を希望する者を抽出する（抽出後の名簿を「選定者名簿」という。）。

なお、発注する業務内容に積算業務を含む場合は、積算を希望しない者は抽出しないものとする。

2 基準値の算定

- (1) 次の式により当該設計業務に係る工事概算額と一級建築士の人数との相関関係により、基準とする一級建築士の人数（以下「基準値」という。）を求め（小数点第1位を繰上げ。）、選定者名簿において基準値に該当する企業の直下に基準ラインを設定する。

基準とする一級建築士の人数

＝選定者名簿における一級建築士の最高人数

－（同名簿における一級建築士の最高人数－同名簿における一級建築士の最低人数）

×（工事概算額範囲欄における上限の価格－工事の概算額）

÷（工事概算額範囲欄における上限の価格－工事概算額範囲欄における下限の価格）

※Aランクについては、一級建築士の最高人数を300人とし、工事概算額範囲欄における上限の価格は100億円とする。

※複数の業務を一括発注する場合には、工事概算額が最も高い業務の工事概算額により、基準値を算定するものとする。

- (2) (1)で求めた基準値に該当する企業が複数ある場合は、当該企業者数を2で除した数値（小数点第1位を切り上げる。）を算出し、選定者名簿の順位において当該数値に該当する順位の企業の直下に基準ラインを設定する。

3 選定者名簿から除外する者

以下に該当する者は選定者名簿から除外するものとする。

- (1) 指名基準（別紙4）に掲げる項目に該当する者
- (2) 選定時点において、他の業務（同種業務の他案件。以下同じ。）で指名をしている者又は技術提案書の提出要請をしている者
- (3) 他の業務で過去6か月以内に契約した者
- (4) 過去5年間の法務省発注業務の評価で、業務成績が55点未満の経験を有する者

4 選定手順

選定に当たっては、一級建築士数と基準値の差の絶対値が小さい者から順に選定する。

なお、絶対値が同数の者が複数ある場合は、基準ラインに近い上位の者、次いで下位の者を交互に選定する。

5 その他

- (1) 選定方法について、本基準により難しい場合は建設コンサルタント選定委員会の審議を経て適宜定めるものとする。
- (2) 選定に当たっては、社団法人公共建築協会の公共建築設計者情報システム（PUBDIS）等の登録データを参考にすることができるものとする。

別紙 7 (プロポーザル方式における技術提案書の採用基準)

プロポーザル方式における技術提案書の採用は、下記の基準によるものとする。

記

- 1 評価委員は、下表に従い総合的に評価するものとし、評価点は各委員の評価点の平均値とする（小数点第3位を四捨五入する。）。

評価の 着眼点	評価事項	評価委員の採点略号及び評価点				
		A	A1	B	B1	C
		1.0	0.8	0.6	0.4	0
業務の理解度及び取組意欲	業務内容・業務背景・手続の理解度、積極性を評価する	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴(協力体制・業務分担体制等)、特に重視する設計上の配慮事項等に係る的確性・独創性・実現性を総合的に評価する	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い
評価テーマに対する技術提案	評定されたテーマに対する技術提案について、その的確性(与条件との整合性が取れているか等)、独創性(工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等)、実現性(提案が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)を考慮して総合的に評価する	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い

- 2 評価に当たっては、必要に応じてヒアリングを実施するものとし、正当な理由がなくヒアリングに出席しない場合は、評価点は0点とする。
- 3 「業務の理解度及び取組意欲」、「業務の実施方針」及び「評価テーマに対する技術提案」のいずれかの評価において、採点を行った委員の評価点の平均が0点である場合は、当該技術提案書は採用しない。
- 4 評価委員は、建設コンサルタント選定委員会委員長が別途指名する。

別紙 8（標準指名競争入札方式（建築関係建設コンサルタント業務）における入札参加者指名基準）

標準指名競争入札方式により発注する建築関係建設コンサルタント業務における入札参加者の指名は、下記の基準によるものとする。

記

1 指名者名簿の作成

- (1) 法務省における一般競争（指名競争）参加資格（業種区分が建築関係建設コンサルタント業務であるもの）の認定を受けている者のうち、次のとおり業務の希望地域により抽出し、一級建築士数の多い順（一級建築士数が同数の場合は、総合数値の高い順）に並び替える。

ア 設計業務及び総合耐震診断業務の場合

当該業務に係る工事を実施する都道府県（当該都道府県が複数にわたる場合は、その全ての都道府県）又は発注機関が所在する都道府県若しくはその隣接県の業務を希望する者を抽出する。

イ 工事監理業務の場合

当該業務に係る工事を実施する都道府県又はその隣接県の業務を希望する者を抽出する。

- (2) (1)の名簿について、下表に基づき、一級建築士の数に応じてランク別に区分する。

ランク	一級建築士数	工事概算額（消費税含む）
A	40人以上	15億円以上
B	15人以上39人以下	5億円以上15億円未満
C	3人以上14人以下	2億円以上5億円未満（※）
D	2人以下	2億円未満（※）

※ 工事監理業務の場合は、「2億」を「1億」と読み替える。

※ 総合耐震診断業務の場合の工事概算額は、診断対象物件の延べ面積について、1㎡あたり25万円で算出することとし、「2億」を「2.5億（1,000㎡）」と読み替える。

- (3) (2)の表に基づき、当該業務に係る工事概算額に応じたランクに該当する者について、次のとおり発注対象の業務区分を希望する者を抽出する（抽出後の名簿を「指名者名簿」という。）。

ア 設計業務の場合

業務区分（意匠・構造・設備）の設計業務を希望する者を抽出する。

なお、発注する業務内容に積算業務を含む場合は、積算を希望しない者は抽出しないものとする。

イ 総合耐震診断業務の場合

業務区分（耐震）の診断業務を希望する者を抽出する。

なお、発注する業務内容に補強設計業務を含む場合は、補強設計を希望しない者は抽出しないものとする。

ウ 工事監理業務の場合

業務区分（工事監理）を希望する者を抽出する。

2 基準値の算定

- (1) 次の式により当該業務に係る工事概算額と一級建築士の人数との相関関係により、基準とする一級建築士の人数（以下「基準値」という。）を求め（小数点第1位を繰上げ。）、指名者名簿において基準値に該当する企業の直下に基準ラインを設定する。

基準とする一級建築士の人数

＝指名者名簿における一級建築士の最高人数

－（同名簿における一級建築士の最高人数－同名簿における一級建築士の最低人数）

×（工事概算額範囲欄における上限の価格－工事の概算額）

÷（工事概算額範囲欄における上限の価格－工事概算額範囲欄における下限の価格）

※Aランクについては、一級建築士の最高人数を300人とし、工事概算額範囲欄における上限の価格は100億円とする。

※複数の業務を一括発注する場合には、工事概算額が最も高い業務の工事概算額により、基準値を算定するものとする。

- (2) (1)で求めた基準値に該当する企業が複数ある場合は、当該企業数を2で除した数値（小数点第1位を切り上げる。）を算出し、指名者名簿の順位において当該数値に該当する順位の企業の直下に基準ラインを設定する。

3 指名者名簿から除外する者

以下に該当する者は指名者名簿から除外するものとする。

- (1) 指名基準（別紙4）に掲げる項目に該当する者
- (2) 指名時点において、他の業務（同種業務の他案件。以下同じ。）で指名をしている者又は技術提案書の提出要請をしている者
- (3) 他の業務で過去6か月以内に契約した者
- (4) 過去5年間の法務省発注業務の評価で、業務成績が55点未満の経験を有する者

4 指名手順

- (1) 指名に当たっては、一級建築士数と基準値の差の絶対値が小さい者から順に

指名する。

なお、絶対値が同数の者が複数ある場合は、基準ラインに近い上位の者、次いで下位の者を交互に指名する。

- (2) 上記手順によっては同一ランク内で令和2年3月31日付け法務省施第1191号会計課長・施設等課長依命通達「建築関係建設コンサルタント業務等の発注手続について」記5(4)アに基づき定める指名者数を指名できない場合は、次の順により指名する。

ア 他の業務で指名をしている者又は技術提案書の提出要請をしている者

イ 他の業務で過去6か月以内に契約した者

- (3) (2)によっても指名できない場合は、直近上位ランクに該当する者について上記1(3)の抽出をした上で指名し、なお指名できない場合は、直近下位ランクに該当する者について同様に指名する。

5 その他

- (1) 指名方法について、本基準により難しい場合は建設コンサルタント選定委員会の審議を経て適宜定めるものとする。
- (2) 指名に当たっては、社団法人公共建築協会の公共建築設計者情報システム(PUBDIS)等の登録データを参考にすることができるものとする。

別紙 9（標準指名競争入札方式（測量及び地質調査業務）における入札参加者指名基準）

標準指名競争入札方式により発注する測量及び地質調査業務における入札参加者の指名は、下記の基準によるものとする。

記

1 指名者名簿の作成

法務省における一般競争（指名競争）参加資格（業種区分が測量又は地質調査業務であるもの）の認定を受けている者のうち、当該業務を実施する都道府県（当該都道府県が複数にわたる場合は、その全ての都道府県）の業務を希望する者を抽出し、総合数値の高い順に並び替える（本名簿を「指名者名簿」という。）。

ただし、測量及び地質調査業務を同時に発注する場合は、地質調査業務の総合数値の高い順に並び替えるものとする。

2 基準値の算定

- (1) 次の式により当該業務に係る概算額と総合数値との相関関係により、基準とする総合数値（以下「基準値」という。）を求め（小数点第1位を繰上げ。）、指名者名簿において基準値に該当する企業の直下に基準ラインを設定する。

基準とする総合数値

＝指名者名簿における総合数値の最高点

－（同名簿における総合数値の最高点－同名簿における総合数値の最低点）

×（過去3年間ににおける最高予定価格－当該業務に係る概算額）

÷（過去3年間ににおける最高予定価格－100万円）

※「最高予定価格」とは、法務省が発注し、契約締結に至った業務であって、業種区分が測量又は地質調査業務であるもののうち、最も高い予定価格（税込）を意味する。

※複数の業務を一括発注する場合には、業務のうち最も高い概算額により、基準値を算定するものとする。

- (2) (1)で求めた基準値に該当する企業が複数ある場合は、当該企業者数を2で除した数値（小数点第1位を切り上げる。）を算出し、指名者名簿の順位において当該数値に該当する順位の企業の直下に基準ラインを設定する。

3 指名者名簿から除外する者

以下に該当する者は指名者名簿から除外するものとする。

- (1) 指名基準（別紙4）に掲げる項目に該当する者
(2) 指名時点において、他の業務（同種業務の他案件。以下同じ。）で指名をしている者

- (3) 他の業務で過去6か月以内に契約した者

4 指名手順

- (1) 指名に当たっては、総合数値と基準値の差の絶対値が小さい者から順に指名する。

なお、絶対値が同数の者が複数ある場合は、基準ラインに近い上位の者、次いで下位の者を交互に指名する。

- (2) 上記手順によっては令和2年3月31日付け法務省施第1191号会計課長・施設等課長依命通達「建築関係建設コンサルタント業務等の発注手続について」記5(4)アに基づき定める指名者数を指名できない場合は、次の順により指名する。

ア 他の業務で指名をしている者又は技術提案書の提出要請をしている者

イ 他の業務で過去6か月以内に契約した者

5 その他

- (1) 指名方法について、本基準により難しい場合は建設コンサルタント選定委員会の審議を経て適宜定めるものとする。
- (2) 指名に当たっては、社団法人公共建築協会の公共建築設計者情報システム(PUBDIS)等の登録データを参考にすることができるものとする。

別紙3（参加資格要件の設定項目）

対象業務の参加資格要件の設定は、下記の基準によるものとする。なお、本基準によりがたい場合は、別途建設コンサルタント選定委員会の審議を経て設定するものとする。

記

1 参加資格における同種又は類似の業務経験

同種又は類似の業務経験の設定項目は、過去年度、建築種別、業務内容、構造、階数、延べ面積、建物用途、発注者とし、原則として「対象業務の主要建物1棟」を基準として設定する。

ただし、「より高度な技術力を必要とする建物」がある場合は、その建物を基準とすることができる。

(1) 過去年度

10か年度とする。

ただし、基準日は参加表明書提出期間の終了日とする。

(2) 建築種別

対象業務の主たる業務	同種又は類似の業務経験における建築種別
新営	新築又は増築
改修（模様替）	新築、増築、改修（模様替）又は耐震改修
耐震改修	躯体補強を含む耐震改修
耐震診断	耐震診断又は躯体補強を含む耐震改修

(3) 業務内容

対象業務の主たる業務	同種又は類似の業務経験における業務内容
設計業務	以下のいずれかとする。 ①基本及び実施設計業務 ②実施設計業務
工事監理業務	以下のいずれかとする。 ①工事監理業務 ②基本及び実施設計業務 ③実施設計業務
総合耐震診断業務	以下のいずれかとする。 ①耐震診断業務 ②基本及び実施設計業務 ③実施設計業務

(4) 構造

対象業務の主要建物の構造に関わらず、業務経験はS造、RC造及びSRC造とする（RC造及びSRC造には、PC造及びPCA造を含む。以下同じ。）。

ただし、耐震改修及び耐震診断の経験については下表による。

対象業務の主要建物の構造	同種又は類似の業務経験における構造
S造	S造
RC造	RC造又はSRC造
SRC造	RC造又はSRC造

(5) 階数

対象業務の主要建物の階数	同種又は類似の業務経験における階数
地上3階建以上	対象業務の主要建物階数の0.8倍（小数点以下切り捨て）以上
地上1，2階建	対象業務の主要建物の階数と同じ
地下階	対象業務の主要建物の地下階数以上

注 複合的な用途を持つ建物の階数については、用途に関係なく、建物全体の

階数を業務経験として認める。

(6) 延べ面積

対象業務の主要建物の面積	同種又は類似の業務経験における延べ面積	
① 625㎡未満	対象業務の主要建物面積の0.8倍（100㎡の倍数に満たない端数は切り捨て）以上とする。	
	上限	500㎡以上
	下限	200㎡以上
② 625㎡以上 5,000㎡以下	対象業務の主要建物面積の0.8倍（500㎡の倍数に満たない端数は切り捨て）以上とする。	
	上限	4,000㎡以上
	下限	500㎡以上
③ 5,001㎡以上	対象業務の主要建物面積の0.5倍（1,000㎡の倍数に満たない端数は切り捨て）以上とする。	
	上限	20,000㎡以上
	下限	4,000㎡以上

注 複合的な用途を持つ建物の延べ面積については、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積がその過半を占めている場合には建物全体を業務経験として認める。

他方、その延べ面積が過半を占めていない場合には、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積のみ業務経験として認める（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用に付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

(7) 建物用途

下記2のとおりとする。

- ・ ただし、耐震改修及び耐震診断の実績については建物用途を求めない。

(8) 発注者

国，都道府県，政令指定都市，市区町村，公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律127号）第2条第1項の適用を受ける特殊法人等又は民間とする。

ただし、同種業務の経験については、原則として民間を含まない。

2 参加資格における建物用途

区分	対象業務の建物用途			参加資格の建物用途	
	業務における具体例	具体的事例（棟名）	空間構成の概要	同種業務	類似業務
法務省 収容施設	庁舎	庁舎、処遇管理棟、医務棟、外来鑑別棟（青少年相談センター）、待機所、面会棟	事務室、会議室等が主要部分である建物	庁舎 （法務省収容施設を含む。）	事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設
	庁舎・収容棟	庁舎（拘置所）、庁舎（少年鑑別所）	庁舎と収容室が一体（一棟）である建物		
	体育館	体育館、鍛錬場、（講堂棟兼体育館）	屋内運動施設、柔剣道場、（講堂等）が主要部分である建物		
	調理場	炊場棟	調理室が主要部分である建物		
	収容棟	単独室棟、共同室棟、拘置監、病室棟、保護室棟、釈前寮	収容室が主要部分である建物		
	寮室棟	寮室棟	収容室が主要部分である建物		
	教室	教育棟	教室が主要部分である建物		
	職業訓練棟	職業訓練棟、工場	職業訓練、実習を行う室が主要部分である建物		事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設並びに工場、作業場
	浴室	浴室棟	浴室が主要部分である建物		事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設並びに公衆浴場
官署施設	庁舎	検察庁、法務局等官署施設の庁舎	事務室、会議室等が主要部分である建物		事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設
	研修施設	研修所	研修室、宿泊室が主要部分である建物		
		体育館	屋内運動施設が主要部分である建物		
		研修所の宿泊棟	宿泊室が主要部分である建物		事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設並びにホテル、旅館、下宿、共同住宅及び寄宿舍

宿 舎	職員宿舎	職員宿舎	複数の世帯向け又は独身・単身者向け住戸からなる建物	共同住宅、病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、寄宿舍、児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）	庁舎（法務省収容施設を含む。）又は事務所並びに劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、学校、研究施設、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場
--------	------	------	---------------------------	---	--

注

- 1 「法務省収容施設」とは、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び入国者収容所をいい、主として、法務省収容施設の具体的事例（棟名）及び空間構成の概要に示される施設をいう。なお、職員宿舎は含まない。

「入国者収容所」とは、大村入国管理センター、東日本入国管理センター及び西日本入国管理センターをいう。

- 2 官署施設とは、法務省施設のうち、法務省収容施設を除く施設をいい、主として、官署施設の具体的事例（棟名）及び空間構成の概要に示される施設をいう。
- 3 「庁舎」とは、国、地方公共団体の施設で一般行政事務に供される施設をいう。
- 4 特殊法人等の施設で一般事務に供される施設及び法務省収容施設は「庁舎」と同様に取扱うものとする。
- 5 「庁舎若しくは事務所の類似施設」とは、国、地方公共団体、特殊法人等又は民間の施設であり、以下に定める(1)ないし(3)の用途に供する施設をいう。
- (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場
- (2) 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- (3) 学校、研究施設、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー

場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場

6 特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律127号）第2条第1項の適用を受けるものをいう。

7 建物用途については、図面等により上記のいずれに該当するか否かを判断するものとする。

3 留意事項

(1) 業務経験は、原則として、建物1棟で判断する。異なる建物名称であっても、一体の構造又は建築基準法上1棟の場合には、1棟の建物として判断する。

ただし、既存建物と一体となった増築については、当該増築部分のみで判断する。また、建物1棟を複数工区に分割して発注されている場合は、建物1棟全体ではなく、業務経験を有する当該工区部分のみで判断する。

なお、耐震改修及び耐震診断の経験については、建築物がエキスパンションジョイント等で複数の部分に分けて構造計算を行っている場合はそれぞれ別棟とみなす。

(2) 申請書提出時点で業務の履行が完了しているものについてのみ、業務経験として認める。

(3) 建築基準法第85条に規定する仮設建築物については、業務経験として認めない。

(4) 親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の雇用関係については、国土交通省総合政策局建設業課長による企業集団確認を受けているか否かにより判断するものとする。

(5) 効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する者に係る配置予定技術者の同種又は類似の業務経験の確認については、我が国における同種又は類似の業務経験をもって判断するものとする。